

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

民主主義社会の主役は地域住民であり、その地域住民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会などさまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要になる。多くの先進諸国では、民主主義社会を支える公共財として一定の要件を備えた新聞、書籍、雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、地域住民が知識を得る負担を軽減している。

特に新聞は、世界各地で起こるさまざまな出来事を正確に報道し、多様な意見、論評を広く地域住民に提供することができ、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与している。

また、新聞販売店は、戸別宅配網を基盤とした経営を行っており、新聞の配達、集金、営業といった業務を行いながらさまざまな情報提供をすることで地域住民の生活に大きく寄与している。

このような新聞販売店の活動は戸別配達網というネットワークがあるからこそ可能であり、多くの地域住民から支持されているとともに、各地域における雇用の場の確保にもつながっているのが現状である。

よって国においては、次の事項を実現するよう強く求める。

1. 消費税増税に当たり、複数税率を導入すること。
2. 新聞に軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日

御 坊 市 議 会

衆議院議長	伊 吹 文 明 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿

内閣総理大臣

安 倍 晋 三 殿

財 務 大 臣

麻 生 太 郎 殿